

2023年度  
支援金申請の受付は  
終了しました。



「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」は静岡ろうきん創立70周年記念社会貢献事業として設立されました。

子育て世代の勤労者が安心して「助けて」と声を挙げられる風土を創り、問題解決の方法や相談先が分からず困っている人たちの声に応えていくために「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」は勤労者の皆様と、そして〈ろうきん〉とともに活動していきます。

## Contents

- ◆ (一財)静岡ろうきん子ども未来財団パンフレット(A4三つ折り) … 2
- ◆ 静岡ろうきん子ども未来基金 募集要項 … 4
- ◆ (一財)静岡ろうきん子ども未来財団 ご利用についてのご案内 … 6
- ◆ ご利用者さまの個人情報の共同利用についての内容 … 7
- ◆ プライバシーポリシー(個人情報保護方針) … 8
- ◆ 反社会的勢力に対する基本方針 … 8

# 静岡ろうきん 子ども未来財団

一般財団法人

## (一財) 静岡ろうきん 子ども未来財団 定額寄付システム

「一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団」では、生活困窮子育て世帯への支援事業を行うための原資として、皆さまからの寄付金を募集しております。

皆さまの「静岡ろうきん」普通預金口座からの引落しにより、毎月1口100円から寄付を行うシステムをご用意しております。一人でも多くの子どもたちに笑顔をもたらすことができるよう、皆さまの善意をお寄せください。

### 定額寄付システム お申込みからご寄付までのながれ

右ページに必要事項を記入いただき、お近くの「静岡ろうきん」までご提出ください。

「静岡ろうきん」にてお申込み情報を登録します。(～1か月程度)

ご指定の口座から、口座振替による寄付が開始されます。

### 定額寄付システム ご留意事項

- 振替日は毎月5日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 口座振替手数料のご負担はありません。
- 通帳へは「コードミライザイダン」と表示されます。
- 「一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団」への寄付は、寄付金控除の対象ではありません。紙資源削減による環境への配慮や、いただいた寄付金を最大限支援に活用する観点から、領収書の発行は行いませんので予めご了承ください。

### ご変更・ご解約について

「定額寄付システム」の寄付回数ご変更やご解約を希望される場合は、右ページに必要事項を記載し、お近くの「静岡ろうきん」へご提出ください。ご変更やご解約が反映されるまで1か月ほどかかります。お早めにお届けいただけますよう、お願いいたします。

### 定額寄付申込 ご本人控え

ご依頼日	年	月	日	引落口座番号	
ご寄付金額	1	0	0	円	×
				円	=
				円	

### お問い合わせ先

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団  
〒420-0044 静岡市葵区西門町1番20号  
☎ 054-252-5103 (平日 9:00～17:00)  
一括で寄付をご希望の場合はこちらへお問合せください。

## 「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」定額寄付 口座振替依頼書

静岡県労働金庫 御中  
依頼日 20 年 月 日

新規	本依頼書のとおり、私名義の口座から口座振替の方法によって支払うこととしたいので、下記規定を確認のうえ依頼します。
変更	今般、都合により本依頼書のとおり変更しますのでお届けします。
解約	今般、都合により本依頼書のとおり解約しますのでお届けします。

収納企業(団体)名	一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団		
フリガナ	届出印		
預金者名			
金融機関名	静岡県労働金庫	支店	
預金種目	普通	口座番号	
金融機関コード	2	9	6 8 支店コード 4
振替日・払込日	5日(金融機関休業日の場合、翌営業日)	自振コード	18650083
振替先	一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団		

**預金口座振替規定**

●私が口座振替を依頼した表記の取扱いについては、私の指定預金口座から以下のとおり引落しのお支払いください。●指定預金口座の残高が支払日において請求書または表記の記載金額に満たないときは、私に通知することなく請求書の返却、振替の中止が行われてもさしつかえありません。●引落しにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず通帳及び普通預金払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。●私の指定預金口座からの引落しにあたっては、貴金庫所定の順位で引落してください。●貴金庫の都合により、振替日に指定預金口座から引落しできなかったときは、この日以外の日に引落し振替でも異議ありません。●この預金口座振替契約を解約するときは、貴金庫所定の書面によりお届けします。なお、この届出がないまま、私が指定預金口座を解約した場合、また長期にわたり引落し請求がない場合、その他、貴金庫が必要と認めるときは、私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。●この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴金庫には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	検印	印鑑照合	受付印
不備返却理由	受付店		
1. 預金取引なし			
2. 記載事項等相違	本部	検印	精査印
3. 届出印相違			
4. その他			取扱者印

取扱店日付印

## 「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」定額寄付申込書 兼 個人情報の利用目的に係る同意書

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団 御中

「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」ご利用についての内容を確認し、記載事項に同意のうえ以下の通り申し込み致します。  
(左記2次元バーコードまたは下記URLへアクセスし、必ずご一読ください。)  
[https://shizuoka.rokin.or.jp/files/pdf/kodomo\\_mirai.pdf](https://shizuoka.rokin.or.jp/files/pdf/kodomo_mirai.pdf)

	新規	変更	解約
フリガナ	届出印		
氏名			
メールアドレス	@		
ご住所	〒		
引落口座			
支店コード	4	預金種目	普通
		口座番号	
(新規・変更の場合) 申込金額 ※一口あたり100円からのご寄付となります			
(新規・変更後) ご寄付金額	1	0	0
	円	×	円
		=	円



# 子ども未来基金



(一財)静岡ろうきん 子ども未来財団では「静岡ろうきん子ども未来基金」による支援金給付金額は原則として一世帯当たり上限2万円

です。以下に該当する費用について、申請を募集します。詳細は、裏表紙付事業を実施します。最下部の連絡先へお問合せください。

付事業を実施します。最下部の連絡先へお問合せください。

原則上限  
2万円

## 創立趣旨

我が国の子どもの相対的貧困率は13.5%で、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあります。これは先進国の中でも最悪の水準とされています。国は「子供の未来応援国民運動」を実施し支援を広げていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社会の脆弱性が一層あらわになりました。特に当金庫としても支援している「フードバンクふじのくに」の利用状況や子ども食堂の運営状況から、日々の食事が満足に取れない子どもや進学を諦めざるを得ない子どもがいる実態を目の当たりにしました。

働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関として、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを理念に掲げる当金庫は、生活困窮者や支援を必要とする方々が多数存在するこの状況を看過することはできません。

当金庫はこれまでも社会貢献活動として子育て支援に努めてきましたが、こうした状況に鑑み、創立70周年の節目を迎えるにあたって、さらなる踏み込んだ支援が必要と考え、2022年10月26日に開催された当金庫第9回理事会において、一般財団法人「静岡ろうきん子ども未来財団」を創立することを決めました。

2023年3月1日

静岡県労働金庫 理事長 増田 泰孝

## 支援対象

### 1 子どもの教育や生活に関する費用

#### ◆具体例

- ・ミルクやオムツ、衣類、靴など、乳幼児や就学前児童の養育に必要不可欠な物品の購入費
- ・絵本や書籍、玩具、乳幼児や就学児童の教育や健全育成に必要な物品の購入費
- ・PTA会費などの経費
- ・教科書・参考書等学習に必要な物品の購入費
- ・学校の内外を問わず、部活動やその他のクラブ・サークル活動に必要な費用の給付（遠征費用等も含む）
- ・学校の授業・通学で使うもの（体操着、上履き等）



- ・進学のための受験費用や入学金など
- ・生活必需品の購入費用（自転車、服、靴等）
- ・治療費
- ・資格試験受験費用（学校受験料）

### 2 子育てのベースとなる生活環境を向上させるための費用

#### ◆支援内容

- ・移動手段の確保支援・通信手段の確保支援・資格取得支援・就職活動支援
- ・生活安定化支援
- ・子育てと仕事の両立支援



### 3 その他、子育てに関連する費用

## 子どもの貧困の状況

### 子どもの貧困率

(厚生労働省『2019年国民生活基礎調査』)

13.5%

先進国の中でも最悪の水準

### 上記のうち、ひとり親世帯の貧困率

(厚生労働省『2019年国民生活基礎調査』)

48.1%

### 母子家庭の親の収入

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

65.1%が  
250万円未満

### ひとり親世帯への手当制度充実を望む母子世帯の割合

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

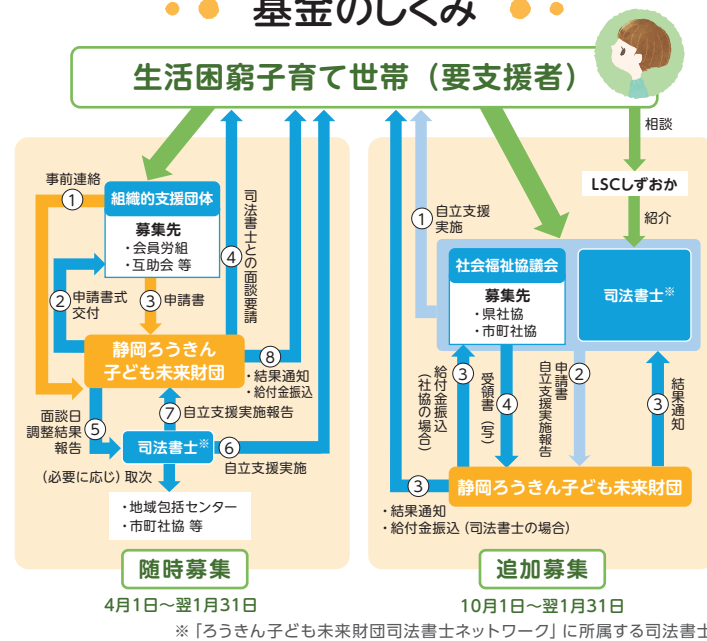
66.9%

### ひとり親世帯への教育費の援助を望む母子世帯の割合

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

64.7%

## 基金のしくみ



※「ろうきん子ども未来財団司法書士ネットワーク」に所属する司法書士

## 2023 年度「静岡ろうきん子ども未来基金」支援給付金申請 募集要項

一般財団法人静岡ろうきん子ども未来財団では下記の通り、「静岡ろうきん子ども未来基金」による支援給付金申請を募集しますので、お知らせします。

この基金は、静岡ろうきんが 70 周年を迎えた 2023 年に「困難を抱える働く仲間と、その大切な人に寄り添うことを目的として、労働運動・ろうきん運動の原点を具現化する制度」として、創設した基金です。

### 記

<p>応募資格</p>	<p>(1) 養育する子ども※がいる世帯(生活困窮子育て世帯)で、公的な支援がないことを原則とする。 但し、公的支援がある場合でもそれだけでは不十分な場合についても支援する。 ※2023 年 4 月 1 日現在で 18 歳未満の子を対象とする。</p> <p>(2) 本人と組織的支援団体または自立支援機関による共同申請、自立支援機関との継続的な面談を前提とする。</p> <p>ア. (共同申請制度) 所定の書面様式に基づき、本人と組織的支援団体または自立支援機関の連名で共同申請する。</p> <p>イ. (組織的支援団体) 静岡県労働金庫の会員であって、その業務・活動等として本基金の申請サポートを行う機関。または、静岡県労働金庫。</p> <p>ウ. (自立支援機関) 生活困窮の原因は個々の事情により異なることを踏まえ、相談者の実情に合わせて、生活再建のための相談・提案を実施する機関。本基金においては原則として静岡県内の社会福祉協議会または「ろうきん子ども未来財団司法書士ネットワーク」に所属する司法書士とする。</p>
<p>支援給付金の 用途</p>	<p>(1)子どもの教育や生活に関する費用</p> <p>◇具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミルクやオムツ、衣類、靴など、乳幼児や就学前児童の養育に必要な不可欠な物品の購入費</li> <li>・絵本や書籍、玩具、乳幼児や就学児童の教育や健全育成に必要な物品の購入費</li> <li>・P T A 会費などの経費</li> <li>・教科書・参考書等学習に必要な物品の購入費</li> <li>・学校の内外を問わず、部活動やその他のクラブ・サークル活動に必要な費用の給付（遠征費用等も含む）</li> <li>・学校の授業・通学で使うもの（体操着、上履き等）</li> <li>・進学のための受験費用や入学金など</li> <li>・生活必需品の購入費用（自転車、服、靴等）</li> <li>・治療費</li> <li>・資格試験受験費用（学校受験料）</li> </ul>

	<p>(2)子育てのベースとなる生活環境を向上させるための費用</p> <p>◇支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動手段の確保支援・通信手段の確保支援・資格取得支援・就職活動支援</li> <li>・生活安定化支援</li> <li>・子育てと仕事の両立支援</li> </ul> <p>(3)その他、子育てに関連する費用</p>
給付金	<p>1世帯あたり原則、2万円以内</p> <p>2023年度給付予定枠：100万円</p> <p>(受付は先着順です。予定枠に達した場合は受付終了となります。)</p>
募集方法	<p>本人と以下の団体との共同申請による。</p> <p>(1)随時募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的支援団体(静岡県労働金庫の会員または静岡県労働金庫)</li> </ul> <p>(2)追加募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援機関(社会福祉協議会、「ろうきん子ども未来財団司法書士ネットワーク」に所属する司法書士)</li> </ul> <p>追加募集は、随時募集による給付金額が当該年度予定枠に達した場合は実施されません。</p>
募集期間	<p>(1) 随時募集 2023年4月1日～2024年1月31日</p> <p>(2) 追加募集 2023年10月1日～2024年1月31日</p>
応募方法	<p>「支援給付金申請書(随時募集の場合は【様式1】、追加募集の場合は【様式2-1】または【様式2-2】)」に必要事項を記入し、組織的支援団体または自立支援機関から財団事務局へEメールにてご提出ください。なお、必要に応じ、添付書類を提出いただく場合があります。</p> <p>応募書類の入手方法はEメールまたは電話にてお問い合わせください。</p> <p>また、本人がEメールを使用することができる場合、申請書類の提出と併せて財団メールアドレス宛に「氏名」および「申請を行った旨」を記載したメールを送信し、本人のメールアドレスを財団に通知してください。</p>
選考方法と選考結果	<p>財団事務局で書類審査によって選考決定いたします。選考結果は、Eメール若しくは電話にてご連絡いたします。選考結果や可否理由等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。</p>
個人情報について	<p>一般財団法人静岡ろうきん子ども未来財団「静岡ろうきん子ども未来基金」による支援給付金申請の募集に関して取得する個人情報は、給付の選考決定および自立支援機関への相談取次、情報提供のために活用し、第三者に提供することはありません。</p>
応募書類提出先・お問合せ先	<p>〒420-0044 静岡県静岡市葵区西門町1番20号</p> <p>一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団 事務局</p> <p>TEL 054 - 252 - 5103 (平日9:00~17:00)</p>

以上

# 一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団

## ご利用についてのご案内

ご利用者さま 各位

静岡県静岡市葵区西門町 1-20  
一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団

当財団は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）にもとづき、ご利用者さまの個人情報を、下記の事業ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

### 記

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもの貧困の改善・解決に向けた支援事業</li><li>○ 勤労者の社会的、経済的、文化的地位の向上に寄与する事業</li><li>○ その他、勤労者を取り巻く課題の解決、地域における共生社会の実現に寄与するために必要な事業</li></ul>
利用目的	<p>当財団および当財団と連携し事業を行う団体において、以下の目的で利用します。 なお、特定の個人情報の利用目的が、法律等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当財団が設立する基金による支援制度（以下、「支援制度」という。）への申込受付のため</li><li>○ 支援制度の利用における期日管理等、継続的なご相談における管理のため</li><li>○ 支援制度のご利用に際しての判断のため</li><li>○ 支援制度の利用にあたり、自立支援のための相談に必要な情報を自立支援機関に提供する場合等、適切な事業の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</li><li>○ ご利用者さまとの契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため</li><li>○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による福祉サービスや支援制度の研究および開発のため</li><li>○ ダイレクトメールの発送・電話等により、当財団や関連諸団体の福祉サービスや各種支援制度等に関するご案内を行うため</li><li>○ 各種支援制度ご利用後の事後管理のため</li><li>○ その他、ご利用者さまのご相談を適切かつ円滑に履行するため</li><li>○ ご利用者さまがお勤め先の労働組合等（静岡県労働金庫の会員団体）または静岡県労働金庫を通じ支援制度を申込み場合、当該団体と当財団との間にご利用者さまの個人情報を共同利用するため</li><li>○ 個人または法人から当財団への寄付金を募集するための口座振替に係る管理・運用のため</li></ul>
利用目的の限定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供しません。</li></ul>

以上

# ご利用者さまの個人情報の共同利用についての内容

当財団が実施する支援制度（以下、「支援制度」という。）のご利用にあたり、以下の団体とご利用者さまの個人情報を下記項目に限り共同利用します。

労働組合等	お勤め先の労働組合等（静岡県労働金庫の会員団体）を通じ支援制度を申し込む場合
静岡県労働金庫	静岡県労働金庫を通じ支援制度を申し込む場合
自立支援機関	支援制度の申込みに伴い、自立支援のための相談を実施する機関

共同利用にあたり、当財団と上記団体は善良なる管理者の注意義務をもって適切な管理に努めると同時に、共同利用する個人情報を正当な事由なくして他に漏らしてはならない。

## 1. 共同利用の目的および範囲

ご利用者さまが、労働組合等または静岡県労働金庫を通じ支援制度を利用するため、ならびに利用に伴う自立支援を受けるために、ご利用者さまの個人情報を当財団および労働組合等または静岡県労働金庫、自立支援機関が共同利用する。

## 2. 共同利用する個人情報の項目

### (1) ご利用者様個人に関する情報

- ①お名前
- ②住所
- ③生年月日
- ④性別
- ⑤連絡先
- ⑥メールアドレス
- ⑦郵便番号

### (2) 支援に必要な情報

- ①支援を必要とする理由
- ②支援給付金のお使い道
- ③必要とする支援
- ④支援給付金の振込先口座
- ⑤支援申請に至る経過や経済状況、ご家族状況

## 3. 共同利用する個人情報の管理に責任を有する者の名称、住所および代表者の氏名

静岡県静岡市葵区西門町 1-20

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団      理事長 増田 泰孝

以上

## プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団  
〒420-0044 静岡県静岡市葵区西門町1番20号  
理事長 増田 泰孝

一般財団法人静岡ろうきん子ども未来財団は、個人情報の取扱いに関して以下のプライバシーポリシーを策定し、これらを遵守するとともに、当財団の事業に関連する個人情報等をはじめとする全ての個人情報等をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。

### 1. 個人情報の取得について

当財団は、適法かつ公正な手段により個人情報等を取得するものとします。

### 2. 個人情報の利用について

(1)当財団は、ご利用者さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、事業の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(2)当財団は、以下の団体・機関との間で、ご利用者さまの個人情報を共同利用させていただく場合があります。

ア. 組織的支援団体(静岡県労働金庫の会員、静岡県労働金庫)

イ. 自立支援機関(司法書士、社会福祉協議会(静岡県・市・町))

(3)当財団は、法令等に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を、ご利用者さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

### 3. 個人情報の管理について

当財団は、ご利用者さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

### 4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

ご利用者さまの個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当財団窓口(お問合せ先)までご連絡ください。

### 5. 個人情報保護の維持・改善について

当財団は、理事長が個人情報統括管理責任者となり、ご利用者さまの個人情報が適正に取り扱われるよう事務局職員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを見直し改善いたします。

### 6. 個人情報保護法などの法令等の遵守について

当財団は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、ご利用者さまの個人情報を取扱いいたします。

### 7. お問合せ先および苦情のお申し出先

開示等のご請求等またはご意見・ご要望のお申し出につきましては、以下の窓口までお申し出下さい。

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団

電話番号:054-252-5103 受付時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00

\*ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

※「個人情報保護法」=「個人情報の保護に関する法律」

2023年3月1日制定

## 反社会的勢力に対する基本方針

当財団は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが財団の社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、事業の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1. 当財団は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 当財団は、反社会的勢力による不当要求に対し、役員および事務局員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当財団は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。

4. 当財団は、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係のもと対応します。

5. 当財団は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

2023年3月1日  
一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団